

～実務に役立つ～
FP手続きハンドブック
＜サンプル＞

株式会社 東京ファイナンシャルプランナーズ

「～実務に役立つ～FP手続きハンドブック」

目次

第1編 生活

I. 戸籍

1. 出生届
 - (1) 通常の場合
 - (2) 「出生届」提出時までには子どもの名前が決められなかった場合
 - (3) 海外で出産したら
＜出生届＞
2. 婚姻届
3. 転籍届
4. 死亡届
戸籍謄(抄)本
戸籍謄本が必要となる場合
＜戸籍証明書等請求書(郵送用)＞

II. 婚姻

1. 結婚
 - (1) 姓の変更等に伴う主な手続き
 - (2) 妻の国民健康保険等の届出
《ワンポイントアドバイス》 結婚退職した後の妻の社会保険の加入
2. 離婚
 - (1) 離婚届
 - (2) 婚姻時の姓を使用しつづけた場合
《ワンポイントアドバイス》 慰謝料・財産分与に関する税金

III. 子ども

1. 妊娠
2. 出産
 - (1) 出産育児一時金
《ワンポイントアドバイス》 夫の一時金と妻の一時金、どちらをもらう？
＜健康保険被保険者・家族出産育児一時金支給申請書＞
 - (2) 出産手当金
 - (3) 育児休業給付
《ワンポイントアドバイス》 産前産後、育児休業中の社会保険料は？
出産のために退職した場合の失業手当
年末調整後に子どもが生まれたら
3. 教育ローン
4. 養子縁組
《ワンポイントアドバイス》 普通養子は、実親および養親どちらの財産も相続できる
相続税における養子の数の制限

5. 協議離縁
＜養子縁組届＞

IV. 転居

1. 転出及び転入
2. その他届出
 - (1) 転出
 - (2) 転入
住民票
《ワンポイントアドバイス》 住民票と税金の特例
印鑑登録
印鑑証明書

V. 仕事

1. 教育訓練給付金
2. 失業給付金
 - (1) 基本手当受給のスケジュール
 - (2) 基本手当受給
3. 定年退職
《ワンポイントアドバイス》 年の途中に退職し、再就職しない場合
退職金の税金

VI. 健康保険・病気

1. サラリーマンから自営業者となった場合
……健康保険から国民健康保険への切替え
2. 定年退職した場合の健康保険
3. 病気(高額医療費を支払った場合)
＜健康保険高額療養費支給申請書＞
《ワンポイントアドバイス》 所得税における医療費控除
4. 介護保険制度
5. 特別障害者扶養信託制度

VII. 年金

1. サラリーマンから自営業者となった場合
……厚生年金から国民年金への切替え
2. 年金受取
 - (1) 支給年齢に達したとき
《ワンポイントアドバイス》 失業手当と特例支給の老齢厚生年金のダブル支給について
＜国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書＞
 - (2) 年金の繰上げ支給、繰下げ支給
《ワンポイントアドバイス》 老齢年金の繰上げ受給
3. 遺族年金
 - (1) 死亡一時金
 - (2) 遺族基礎年金
＜国民年金遺族基礎年金裁定請求書＞
 - (3) 遺族厚生年金

《ワンポイントアドバイス》 サラリーマンの遺族年金

4. 離婚時の年金分割

- (1) 情報提供の請求手続き
＜年金分割のための情報提供請求書＞
- (2) 年金分割の請求手続き
＜標準報酬改定請求書＞



サンプル

《ワンポイントアドバイス》 離婚時の年金分割は2通り

VIII. 災難

1. 盗難

- (1) 被害届
- (2) その他の手続き

2. 火災、地震等

- (1) 罹災申告
- (2) 罹災証明申請
- (3) 火災保険金の請求

《ワンポイントアドバイス》 災害により損失を受けた場合の所得税の取扱い

3. 交通事故

- (1) 交通事故証明書
＜交通事故証明書交付申請書＞
- (2) 保険金の請求

IX. 金銭貸借・金銭トラブル

1. 金銭貸借契約書

《ワンポイントアドバイス》 税トラブルにならない親子・兄弟間の金銭貸借

2. 少額訴訟
3. 破産申立
免責申立

X. ペットを飼う

1. 飼い犬の登録
2. 狂犬病予防接種
＜飼い犬の登録（鑑札再交付）申請書＞

XI. 車

1. 車庫証明
2. 車検

第2編 不動産

I. 不動産の売買・建築

1. 売買契約の締結
 - (1) 売主
 - (2) 買主
＜重要事項の説明＞
2. 売買決済（引渡し）
 - (1) 売主

(2) 買主

《ワンポイントアドバイス》 税トラブルにならないマイホームの名義の決め方 1
税トラブルにならないマイホームの名義の決め方 2

3. 競売不動産の購入

<競売の主な流れと必要事項>

4. 建築

《ワンポイントアドバイス》 住宅用家屋に係る登録免許税の軽減

II. 住宅ローン

1. フラット 35

《ワンポイントアドバイス》 ローンを組むときの諸費用

2. 財形住宅融資

3. 自治体融資

4. 民間住宅融資

《ワンポイントアドバイス》 団体信用生命保険

連帯保証人と保証料

住宅ローン控除

5. 住宅ローンの借り換え

《ワンポイントアドバイス》 ローンを借り換える場合のチェックポイント

《ワンポイントアドバイス》 借入金の借り換えと税金

III. 不動産賃貸借

1. 土地賃貸借契約

<借地権の分類と比較表>

2. 建物賃貸借契約(住居用)

(1) 借主が個人の場合

(2) 借主が法人の場合

3. 建物賃貸借契約(事務所用:借主法人)

4. 定期建物賃貸借契約(定期借家契約)

《ワンポイントアドバイス》 不動産賃貸借契約の注意すべき点

5. 家賃・地代等の供託

IV. 不動産の登記

1. 建物表題登記

2. 所有権保存登記

3. 建物滅失登記

4. 所有権移転登記(売買、贈与、交換による移転)

5. 所有権移転仮登記(売買又は売買予約による)

6. (根) 抵当権設定登記

7. (根) 抵当権抹消登記

8. 土地分筆登記

《ワンポイントアドバイス》 土地の分筆とは?

9. 土地地目変更登記

《ワンポイントアドバイス》 農地から他の地目に変更する場合

第3編 個人の税金

I. 所得税申告・納付

1. 確定申告
＜平成19年分以降用の所得税の確定申告書B第一表＞
＜収支内訳書（不動産所得用）＞
2. 所得税の還付を受けるための確定申告
住宅ローン控除を受けるための添付書類
＜平成19年分以降用の所得税の確定申告書A第一表＞
＜住宅借入金等特別控除額の計算明細書＞
3. 確定損失申告
＜所得税の確定申告書第四表（損失申告用）＞

II. 住民税申告・納付

＜平成11年から平成18年にマイホームに入居して住宅ローン控除の適用を受けている場合（平成20年度から平成28年度までの住民税の経過措置）＞

III. 贈与税申告・納付

贈与税の配偶者控除の特例を受けるための添付書類

- ＜贈与税の申告書第一表＞
- ＜相続時精算課税（一般・住宅取得等資金に係る特例）＞の添付書類
- 《ワンポイントアドバイス》 毎年、同額の贈与をすると税務上認められないか？

第4編 相続

I. 遺言書

1. 遺言書の作成
 - (1) 自筆証書遺言
 - (2) 公正証書遺言
 - (3) 秘密証書遺言
＜自筆証書遺言の一例＞
《ワンポイントアドバイス》 遺留分を考慮した遺言書を
2. 遺言信託
3. 遺言書の検認
＜家事審判申立書＞

II. 死亡

1. 火葬・埋葬する場合
2. 葬儀費用等の給付
＜国民健康保険葬祭費支給申請書＞
3. 死亡保険金の請求
《ワンポイントアドバイス》 相続発生後にやるべきこと タイムスケジュール

III. 相続

1. 相続の放棄
＜相続放棄申述書＞
2. 相続の限定承認

IV. 遺産分割

1. 遺産分割

＜遺産分割協議書の一例＞

2. 財産の名義変更

- (1) 不動産
- (2) 株式
- (3) 車
- (4) ゴルフ会員権
- (5) 電話加入権

《ワンポイントアドバイス》 相続税納税を考慮した遺産分割を

V. 相続税申告

＜相続税の申告書・第1表＞

《ワンポイントアドバイス》 相続税申告書を提出しなければならない人
相続税の税務調査で問題となる名義預金・名義株



VI. 相続税納付

1. 延納

＜相続税延納申請書＞

2. 物納

＜相続税物納申請書＞

＜金銭納付を困難とする理由書（延納申請・物納申請共通）＞

＜物納手続関係書類提出期限延長届出書＞

＜管理処分不適格財産＞

＜物納劣後財産＞

《ワンポイントアドバイス》 物納財産を選択するのは、国ではなく納税者

VII. 所得税（準確定申告）

＜死亡した者の平成____年分の所得税の確定申告書付表＞

《ワンポイントアドバイス》 相続人の青色申告の承認申請

第5編 会社

I. 会社設立の手続き

1. 株式会社

＜会社の種類＞

II. 従業員の雇用

1. 労働基準法関係
2. 労働保険関係
3. 雇用保険関係
4. 社会保険関係

III. 法人税等の申告

1. 法人税申告・納付
2. 法人事業税、(都)道府県民税申告
3. 法人市町村民税申告

第6編 専門家の業務内容

1. 弁護士
2. 不動産鑑定士
3. 公認会計士
4. 税理士
5. 司法書士
6. 土地家屋調査士
7. 宅地建物取引主任者
8. 社会保険労務士
9. 行政書士

4. 離婚時の年金分割

離婚時の厚生年金の分割制度は、離婚をした場合において、当事者間の合意や裁判手続きにより按分割合を定め、その当事者の一方からの請求によって、婚姻期間の保険料納付記録を当事者間で分割することができる制度です。

(1) 情報提供の請求手続き

分割のための按分割合を決めるために必要な情報を把握しておきたい当事者は、社会保険庁に対して必要な情報の提供を請求することができます。情報提供の内容は、分割の対象となる期間、その期間に係る当事者の各保険料納付記録、按分割合の範囲等です。

情報提供の請求手続き

【請求者】 当事者双方又は一方

【請求先】 請求者の住所地を管轄する社会保険事務所

【必要物】 ①年金分割のための情報提供請求書

②請求者本人の年金手帳、国民年金手帳又は基礎年金番号通知書

③戸籍謄本（全部事項証明書）、当事者それぞれの戸籍抄本（個人事項証明書）

④事実婚関係にある期間に係る情報提供を請求する場合は、事実婚関係を明らかにすることができる書類（世帯全員の住民票の写し等）

【請求期限】 なし（但し、年金分割の請求には期限がある）

○ 太枠 の中に必要事項を記入してください。ただし、◆印がついている欄は、記入不要です。
 ○ 記入にあたっては、「年金分割のための情報提供請求書の記入方法等について」を参照してください。

⑤ 社会保険事務所等
受付年月日

1 請求者(甲)

① 基礎年金番号

② 生年月日 明治 大正 昭和 平成 年 月 日

⑦ 氏名 (フリガナ)
(氏) (名)

④ 住所の郵便番号 (フリガナ)
住所コード 市区町村

◆

過去に加入していた年金制度の年金手帳の記号番号で基礎年金番号と異なる記号番号があるときは、その番号を記入してください。

厚生年金保険	<input type="text"/>	国民年金	<input type="text"/>
船員保険	<input type="text"/>		<input type="text"/>

2 請求者(乙) または配偶者

③ 基礎年金番号

④ 生年月日 明治 大正 昭和 平成 年 月 日

① 氏名 (フリガナ)
(氏) (名)

④ 住所の郵便番号 (フリガナ)
住所コード 市区町村

◆

過去に加入していた年金制度の年金手帳の記号番号で基礎年金番号と異なる記号番号があるときは、その番号を記入してください。

厚生年金保険	<input type="text"/>	国民年金	<input type="text"/>
船員保険	<input type="text"/>		<input type="text"/>

3 婚姻期間等

1. 情報の提供を受けようとする婚姻期間等について、該当する項目を○で囲み、それぞれの項目に応じた定められた欄を記入してください。
 ア. 婚姻の届出をした期間(法律婚姻)のみを有する。⇒「2」欄
 イ. 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった期間(事実婚姻)のみを有する。⇒「3・5」欄
 ウ. 事実婚姻から引き続き法律婚姻を有する。⇒「4・5」欄

2. 現在、引き続き法律婚姻関係にありますか。(ある・ない)
 「ある」に○をつけた方は⑥欄を、「ない」に○をつけた方は⑥欄と⑦欄を記入してください。

⑥ 婚姻した日	大 昭 平	<input type="text"/>	年	<input type="text"/>	月	<input type="text"/>	日	⑦ 離婚した日、または婚姻が取り消された日	平	<input type="text"/>	年	<input type="text"/>	月	<input type="text"/>	日
---------	-------	----------------------	---	----------------------	---	----------------------	---	-----------------------	---	----------------------	---	----------------------	---	----------------------	---

3. 現在、引き続き事実婚姻関係にありますか。(ある・ない)
 「ある」に○をつけた方は⑥欄を、「ない」に○をつけた方は⑥欄と⑦欄を記入してください。

⑥ 事実婚第3号被保険者期間の初日	昭 平	<input type="text"/>	年	<input type="text"/>	月	<input type="text"/>	日	⑦ 事実婚関係が解消したと認められる日	平	<input type="text"/>	年	<input type="text"/>	月	<input type="text"/>	日
-------------------	-----	----------------------	---	----------------------	---	----------------------	---	---------------------	---	----------------------	---	----------------------	---	----------------------	---

4. 現在、引き続き法律婚姻関係にありますか。(ある・ない)
 「ある」に○をつけた方は⑥欄を、「ない」に○をつけた方は⑥欄と⑦欄を記入してください。

⑥ 事実婚第3号被保険者期間の初日	昭 平	<input type="text"/>	年	<input type="text"/>	月	<input type="text"/>	日	⑦ 離婚した日、または婚姻が取り消された日	平	<input type="text"/>	年	<input type="text"/>	月	<input type="text"/>	日
-------------------	-----	----------------------	---	----------------------	---	----------------------	---	-----------------------	---	----------------------	---	----------------------	---	----------------------	---

5. 事実婚姻期間にある間に、当事者の二人のうち、その一方が他方の被扶養配偶者として第3号被保険者であった期間を全て記入してください。

⑧ 事実婚第3号被保険者期間	昭和	年	月	日	から	昭和	年	月	日	まで	昭和	年	月	日	から	昭和	年	月	日	まで
	平成	年	月	日	から	昭和	年	月	日	まで	昭和	年	月	日	から	昭和	年	月	日	まで

(2) 年金分割の請求手続き

当事者間における合意又は裁判手続きにより按分割合を定めたとしても、実際に当事者それぞれの厚生年金の分割が行われるためには、分割改定の請求が必要です。

年金分割の請求手続き

【請求者】当事者双方又は一方

【請求先】請求者の住所地を管轄する社会保険事務所

【必要物】①標準報酬改定請求書（離婚時の年金分割の請求書）

②請求者本人の国民年金手帳、年金手帳又は基礎年金番号通知書

③戸籍謄本（全部事項証明書）、当事者それぞれの戸籍抄本（個人事項証明書）

（注）事実婚関係にある期間に係る情報提供を請求する場合は、事実婚関係を明らかにすることができる書類（世帯全員の住民票の写し等）

④1ヶ月以内に作成された当事者の生存を証明することができる書類（戸籍抄本、住民票の写し等）

（注）③の書類で確認できる場合は不要

⑤当事者の一方が死亡した場合は、死亡者の死亡の事実及び死亡年月日を証明することができる書類（戸籍抄本、住民票の写し等）

（注）③の書類で確認できる場合は不要

⑥按分割合が記載された次に掲げるいずれかの書類

- ・当事者間の話し合いによる合意により定めたとき
公正証書の謄本もしくは抄録謄本又は公証人の認証を受けた私署証書

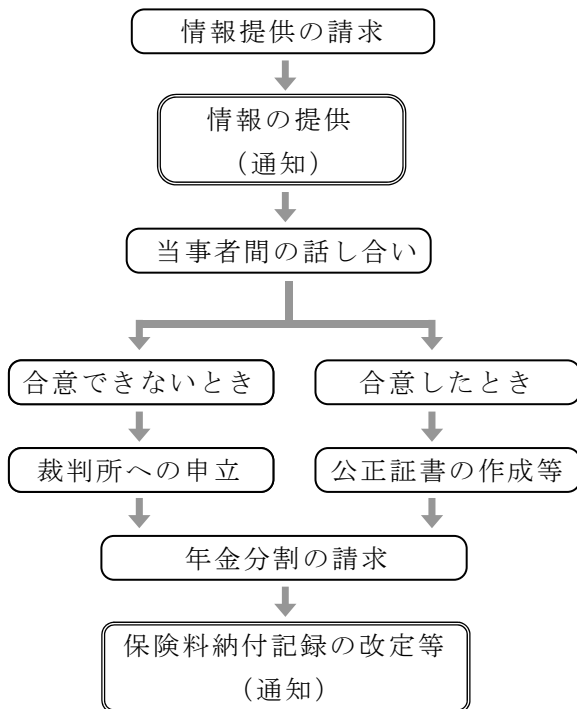
- ・裁判手続きにより定めたとき

審判（判決）の場合は審判（判決）書の謄（抄）本及び確定証明書、調停の場合は調停調書の謄（抄）本

【請求期限】原則として離婚が成立した日から2年以内

(注) 裁判手続きにより按分割合が定められたときに既に2年を経過していた場合等については特例あり。

<手続きの流れ>



標準報酬改定請求書 (離婚時の年金分割の請求書)

⑤

社会保険事務所等
受付年月日

○ 太枠 の中に必要事項を記入してください。ただし、◆印がついている欄は、記入不要です。
○ 記入にあたっては、「標準報酬改定請求書(離婚等による年金分割の請求書)の記入方法等について」を参照してください。

1 ① 基礎年金番号 -

② 生年月日 明治 大正 昭和 平成 年 月 日
1 3 5 7

⑦ 氏名 (フリガナ) (氏) (名)

⑩ 住所の郵便番号 (フリガナ) 住 所 市区 町村

◆ 過去に加入していた年金制度の年金手帳の記号番号で基礎年金番号と異なる記号番号があるときは、その番号を記入してください。

厚生年金保険	<input type="text"/>	国民年金	<input type="text"/>
船員保険	<input type="text"/>		

2 ③ 基礎年金番号 -

④ 生年月日 明治 大正 昭和 平成 年 月 日
1 3 5 7

⑪ 氏名 (フリガナ) (氏) (名)

⑫ 住所の郵便番号 (フリガナ) 住 所 市区 町村

◆ 過去に加入していた年金制度の年金手帳の記号番号で基礎年金番号と異なる記号番号があるときは、その番号を記入してください。

厚生年金保険	<input type="text"/>	国民年金	<input type="text"/>
船員保険	<input type="text"/>		

3 1. 標準報酬改定請求を行おうとする婚姻期間等について、該当する項目を○で囲み、それぞれの項目に応じて定められた欄を記入してください。
ア. 婚姻の届出をした期間(法律婚姻期間)のみを有する。⇒「2」欄
イ. 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった期間(事実婚姻期間)のみを有する。⇒「3・5」欄
ウ. 事実婚姻期間から引き続き法律婚姻期間を有する。⇒「4・5」欄

2. 次の⑧欄と⑨欄を記入してください。

⑧ 婚姻した日	大 昭 平 年 月 日 3 5 7	⑨ 離婚した日、または婚姻が取り消された日	平 年 月 日 7
---------	----------------------	-----------------------	--------------

3. 次の⑧欄と⑨欄を記入してください。

⑧ 事実婚第3号被保険者期間の初日	昭 平 年 月 日 5 7	⑨ 事実婚関係が解消したと認められる日	平 年 月 日 7
-------------------	------------------	---------------------	--------------

4. 次の⑧欄と⑨欄を記入してください。

⑧ 事実婚第3号被保険者期間の初日	昭 平 年 月 日 5 7	⑨ 離婚した日、または婚姻が取り消された日	平 年 月 日 7
-------------------	------------------	-----------------------	--------------

5. 事実婚姻期間にある間に、当事者の二人のうち、その一方が他方の被扶養配偶者として第3号被保険者であった期間を全て記入してください。

⑩ 事実婚第3号被保険者期間	昭和 年 月 日 から 昭和 年 月 日 まで	昭和 年 月 日 から 昭和 年 月 日 まで	昭和 年 月 日 から 昭和 年 月 日 まで
	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで

婚姻期間等



《ワンポイントアドバイス》

～離婚時の年金分割は2通り～

離婚時の年金分割には、以下の2通りがあります。なお、いずれの場合も、分割を受けた当事者は、自身の受給資格要件に応じて、増えた保険料納付記録に応じた厚生年金を受給することができます。

(1) 離婚時の厚生年金の分割制度（平成19年4月～）

平成19年4月以降に離婚が成立した場合、婚姻期間中（離婚成立以前の婚姻期間を含む）の厚生年金の保険料納付記録（夫婦の合計）を分割することが認められます。当事者間の協議により按分割合（分割を受ける側の分割後の持分割合）について合意がまとまらない場合は、当事者の一方の請求により裁判手続により按分割合を定めることができます。按分割合の上限は50%です。

(2) 離婚時の第3号被保険者期間についての厚生年金の分割制度（平成20年4月～）

平成20年4月以降の第3号被保険者期間については、離婚をした場合に、当事者一方からの請求により、第2号被保険者の厚生年金の保険料納付記録を自動的に2分の1に分割することができます。

V. 相続税申告

相続税の申告期限は相続開始後 10 ヶ月以内です。随分期間があると思っても、あっという間に期限がきます。相続税の申告が必要な場合には、早めに準備することが重要です。

なお、相続税の申告書は、被相続人の純財産額（相続税の特例を適用しないで算出した財産相続税評価額から債務を差し引いた金額）が相続税の基礎控除（5,000万円+1,000万円×法定相続人の数）以下の場合には、提出する必要はありません。

相続税申告

【申告者】 相続人・受遺者・相続時精算課税適用者

【申告先】 被相続人（死亡者）の死亡時の住所地を管轄する税務署

【必要物】 ①相続税申告書（税務署、国税庁ホームページで入手）

②戸籍謄本…被相続人及び相続人全員（本籍地の市役所等で取得）

③印鑑…相続人全員（実印である必要はない）

④遺産分割協議書の写し又は遺言書の写し、遺産分割調停調書（遺産分割が成立している場合）

⑤印鑑証明書…相続人全員（遺産分割協議書による場合）

⑥申告期限後 3 年以内の分割見込書（遺産分割ができない場合）

⑦被相続人の経歴書

⑧被相続人及び相続時精算課税適用者の戸籍の附票の写し（相続時精算課税適用者がいる場合）

⑨相続税の特例の適用を受ける場合には、その特例に応ずる必要書類

⑩その他相続財産の内容に応じた書類

イ. 不動産…固定資産評価証明書、登記事項証明書（登記簿謄本）等

ロ. 預貯金等…相続開始日現在の残高証明書

ハ. 株式…評価明細書（税務署、国税庁ホームページで入手）

【申告期限・納付期限】相続の開始があったことを知った日の翌日から10ヶ月以内

相続税の申告書

FD3523

税務署長 殿
年 月 日 提出

相続開始年月日 年 月 日

※申告期限延長日 年 月 日

フリガナ		各人の合計		財産を取得した人	
(被相続人)					
氏名		年 月 日 (年齢)		年 月 日 (年齢)	
住所		〒		(- -)	
(電話番号)					
被相続人との続柄	職業				
取得原因	該当する取得原因を○で囲みます。		相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与		
※整理番号					
課税価格の計算	取得財産の価額 (第1表③)	①		円	
	相続時精算課税適用財産の価額 (第11の2表1⑦)	②			
	債務及び弁済費用の金額 (第13表3②)	③			
	純資産価額 (①+②-③) (赤字のときは0)	④			
	純資産価額に加算される贈与税分の贈与財産価額 (第14表1④)	⑤			
	課税価格 (④+⑤) (1,000円未満切捨て)	⑥	000	円	000
各人の算出税額の計算	法定相続人の数及び遺座に係る基礎控除額	(人)	0000000	円	左の欄には、第2表の②欄の④の人数及び⑥の金額を記入します。
	相続税の総額	⑦	00	円	左の欄には、第2表の⑧欄の金額を記入します。
	一般の場合	⑧	1.00	円	
	租税特別措置法第70条の6第2項の規定の適用を受ける場合	⑨			
算出税額 (第3表)	⑩			円	相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人の中に農業相続人がある場合には、⑧、⑨欄の記入を行わず、この欄に第3表の⑫欄の税額を記入します。
税控除	隔年課税分の贈与税額控除額 (第4表1⑤)	⑫			
	配偶者の税額軽減額 (第5表の又は⑬)	⑬			
	未成年者控除額 (第6表1⑫、⑬又は⑭)	⑭			
	障害者控除額 (第6表2⑯、⑰又は⑱)	⑮			
	相次相続控除額 (第7表⑳又は㉑)	⑯			
	外国税額控除額 (第8表1㉒)	⑰			
	計	⑱			
引税額	⑳				
納税額	㉑		00	円	00
申告期限までに納付すべき税額	㉒		00	円	00
還付される税額	㉓		00	円	00

第1表 (平成十六年分以降用)

※税務署整理欄
通 信
年 月 日
印
(承認者印)

○この申告書は機械で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。
また、申告書と添付資料を一纏にとじないでください。

※の項目は記入する必要がありません。

(注) ⑱欄の金額が赤字となる場合は、⑱欄の左端に△を付けてください。なお、この場合で、⑱欄の金額のうちに贈与税の外国税額控除額 (第11の2表⑨) があるときの㉑欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

申告書提出日	年 月 日	名簿番号	
申告書提出日	年 月 日	グループ番号	

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号

〒

税理士法第30条の書面提出有 税理士法第33条の2の書面提出有

(資4-20-1-1-A 統一)



《ワンポイントアドバイス》

～相続税申告書を提出しなければならない人～

①相続税の納付税額が生じる人

一定金額を超える財産を残した場合に課されるのが相続税です。したがって、相続税課税価格の合計額が、相続税基礎控除（5,000万円＋1,000万円×法定相続人の人数）を超え、納付すべき税額が生じる場合には相続税申告書を提出しなければなりません。

②特例の適用を受けた結果、相続税がかからない人

居住用宅地等や事業用宅地等の評価上の特例である「小規模宅地等の課税価格の計算の特例」の適用を受けた結果、相続税課税価格の合計額が基礎控除を下回り納付すべき相続税額が算出されない場合は、相続税申告書の提出が必要です。特例の適用は、申告がその要件になっているためです。

また、配偶者の税額軽減の特例の適用を受けた結果、配偶者に納付すべき税額が生じない場合も、相続税申告書の提出が必要です。



《ワンポイントアドバイス》

～相続税の税務調査で問題となる名義預金・名義株～

相続税申告書提出後、半年後から1年半後ぐらいに相続税の税務調査があります。といっても、必ず税務調査があるわけではありません。相続財産が多額であるとか、相続財産の内容から調査が必要等、といった場合に税務調査が行われているようです。

相続税の税務調査において調査対象となることが最も多いのが、「名義預金・名義株」です。

例えば、孫名義の預金であっても、実際には亡くなった祖父が自分のお金を預けたものであり、その預金通帳や印鑑は亡くなった祖父が管理していた、といったケースは、当該預金を「名義預金」といい、相続財産に含め相続税の課税対象とする執行が行われることが多いのです。これは、「財産の所有者は実態で判断する。財産の名義だけでは判断しない。」という税務上の考え方によるものです。納税者は、「12年前に祖父の口座から孫の口座に100万円を移転した。本来その時に贈与税の申告納付をすべきであったが失念した。しかし、贈与税に関しては時効が成立しているから、この100万円（その後の運用益を含めた現時点の預金額180万円）は孫のものであり亡くなった祖父の財産ではない。」と主張したいところです。これに対し、「それは贈与が行われたのではなく、単に祖父が孫の名義を借用しただけのことである。名義借用に時効はないので、孫名義の預金180万円は被相続人の相続財産である。」というのが税務署の多くの場合の見解です。

従って、子供や孫に資産を生前贈与する場合には、将来の相続税調査の際に税トラブルにならぬよう次の点に留意して下さい。①贈与者と受贈者の贈与の意思確認 ②贈与移転の事実 ③贈与の証拠 ④贈与後の資産の管理は受贈者が行う

例えば、祖父の上場株式を孫に贈与したにもかかわらず、配当金は依然として祖父の預金口座に振り込まれている、ということのないようにして下さい。

